

令和7年度 在宅医療・介護連携推進事業 事業計画（案）

1. 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会	2
2. 医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業	4
3. 市民や専門職を対象とした研修会等	4
4. 在宅医療・介護の提供と連携に関する実態調査	5
5. 参考資料	7

1 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会

所掌事務

- 1 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に関する事項について調査審議すること。
- 2 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。

設置根拠

- ◆ 地方自治法第138条の4第3項・・・市の附属機関
- ◆ 静岡市附属機関設置条例（～H29年度までは静岡市在宅医療・介護連携協議会要綱）
- ◆ 静岡市在宅医療・介護連携協議会部会設置規則

介護保険の位置付け

- ◆ 介護保険法第115条の45第2項第4号・・・地域支援事業 在宅医療・介護連携推進事業
- ◆ 地域支援事業実施要綱
 - 別記3 包括的支援事業(社会保障充実分)
 - └ 1 在宅医療・介護連携推進事業
 - └ (3) 事業内容 イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
 - 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。

構成

R7

協議会

- 1 学識経験者
- 2 静岡市静岡医師会
- 3 静岡市清水医師会
- 4 静岡歯科医師会 ※R8,9年度は清水歯科医師会
- 5 清水薬剤師会 ※R8,9年度は静岡市薬剤師会
- 6 静岡市訪問看護ステーション連絡会
- 7 静岡市ケアマネット協会
- 8 清水介護保険事業者連絡会 ※R8,9年度は静岡市介護保険事業者連絡協議会
- 9 静岡県医療ソーシャルワーカー協会
- 10 静岡県リハビリテーション専門職団体協議会
- 11 地域包括支援センター
- 12 静岡県立大学
- 13 静岡市立静岡病院
- 14 市民委員
- 15 市民委員

部会

企画部会
＜事業の企画に関すること＞

情報共有部会
＜情報の共有に関すること＞

啓発研修部会
＜研修の実践に関すること＞

地域支援部会
＜地域の活動に関すること＞

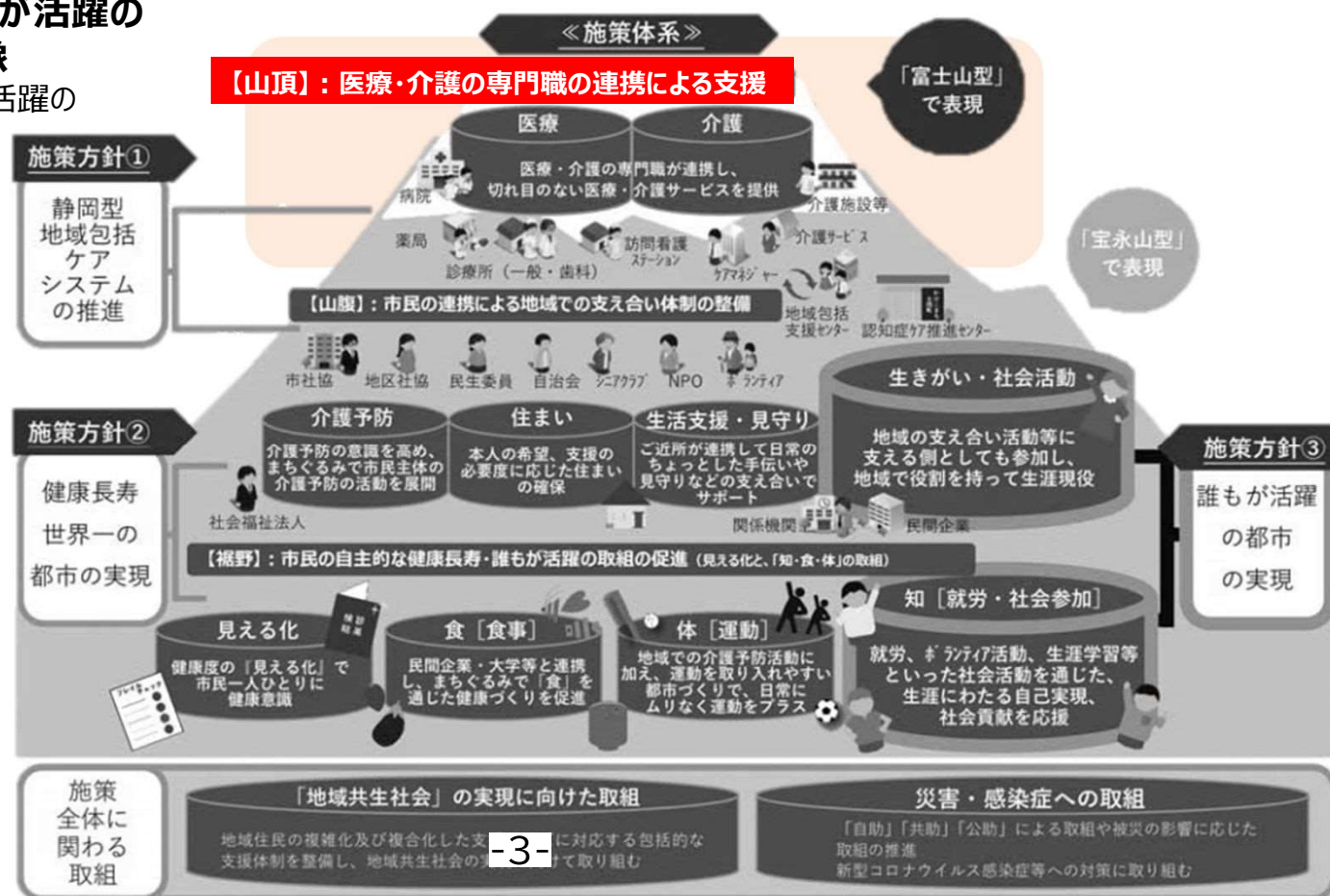
協議会委員及び臨時委員から会長が指名

1 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会

R7年度計画

	回数	開催月日	主な議題
協議会	2回	6/4、3月中旬	・令和7年度事業計画に関する協議
企画部会 情報共有部会	2回 (合同)	6/26、2月上旬	・在宅医療の提供と連携に関する実態調査に関する協議
啓発研修部会 地域支援部会	2回 (合同)	7/28、12月上旬	・ACPの理解促進に係る地域の活動に関する協議

※静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の全体像 (静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画p17)



2 医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業

- ・静岡医師会及び清水医師会に、医療・介護・福祉スーパーバイザー各 1 名の配置を継続し、相談対応、関係機関等との調整を行う。
- ・各スーパーバイザーと市担当者による担当者連絡会を開催し、情報共有を図る。

3 専門職や市民を対象とした研修会等

(1) 在宅医等養成研修事業（両医師会と調整）

- ・年 6 回開催予定。
- ・医師や専門職を対象に在宅医療に関心を持ってもらえる取組を研修内容とし、進めていく。
- ・在宅医療を行っている医師に同行する研修等について、両医師会と協議し実施する。

(2) 専門職対象研修（11月頃）

- ・年 2 回開催予定。
- ・啓発研修部会・地域支援部会で詳細を協議する。

(3) 市民対象普及啓発（随時）

- ・ACPの普及啓発、エンディングノートの修正案作成及び配布。
- ・啓発研修部会・地域支援部会で詳細を協議する。
- ・「よくわかる在宅医療・介護」を作成及び配布

(4) 在宅医療・介護出前講座（随時）

- ・開催希望団体から随時開催を受け付け、講師とのマッチングにより講師を派遣する。
- ・テーマは「よくわかる在宅医療・介護」と題し、専門職の立場からの在宅医療の普及啓発を図る。
- ・令和 6 年度から、エンディングノートについてもテーマに加えている。

4 在宅医療・介護の提供と連携に関する実態調査

(1) 目的

- ・在宅医療・介護連携の推進に向けた基礎資料とするため、医療機関及び介護事業所を対象に、在宅医療・在宅介護に関する運営体制や提供サービスの状況、並びに各機関間の連携状況や課題を把握する。
- ・調査結果に基づき、これまでの取組を検証するとともに、2040年に高齢者数がピークを迎える社会情勢を見据え、持続可能な支援体制の構築に資する今後の施策検討に活用する。

※前回実施：令和4年度

※集計結果は、令和8年度に改訂予定の「静岡市健康長寿のまちづくり計画」にも活用するほか、市HPにて公開予定。

(2) 調査対象

- ・調査票1：病院、医科診療所（有床・無床）
- ・調査票2：歯科診療所
- ・調査票3：薬局
- ・調査票4：訪問看護ST、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問リハ
- ・調査票5：訪問介護、通所リハ、通所介護、認知症対応型共同生活介護
- ・調査票6：居宅介護支援事業所

(3) 調査項目（案）

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ・在宅医療・介護サービスの実施状況 | ・医療・介護・福祉スーパーバイザーについて |
| ・医療・介護連携の実施状況 | ・情報共有ツールについて |
| ・終末期医療について | ・退院前カンファレンス、サービス担当者会議への参加状況 等 |

(4) スケジュール

- ・～8月 企画・情報共有部会中心に調査内容の検討、調査会社と契約
- ・9～1月 調査実施、回収、集計、分析
- ・2～3月 企画・情報共有部会及び在宅医療・介護連携協議会にて調査結果を報告

4 在宅医療・介護の提供と連携に関する実態調査

(5) 庁内他課調査結果の補完的活用

・在宅医療・介護連携の実態を多角的に把握するため、今年度、以下の調査結果も参考とする。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
目的	社会参加状況や地域課題の把握	在宅生活継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方検討
対象	65歳以上の元気高齢者～要支援2まで・10,000人	65歳以上で在宅介護を受けている方とその介護者・2,000人
担当課	高齢者福祉課	介護保険課

・上記の調査には例年、「最期を迎えたい場所」や「在宅限界点に影響を与える要因」等に関する設問が含まれており、その結果については本調査の参考資料として活用する。

(6) 医療・介護関連データの補完的活用

・アンケート調査は現場の主観的な評価や認識を把握できる一方、サービス提供の実態を的確に捉えるには、客観的なデータ活用も有効であるため、調査結果の補完として、以下のデータを参考資料として活用予定。

・活用を予定している主なデータ

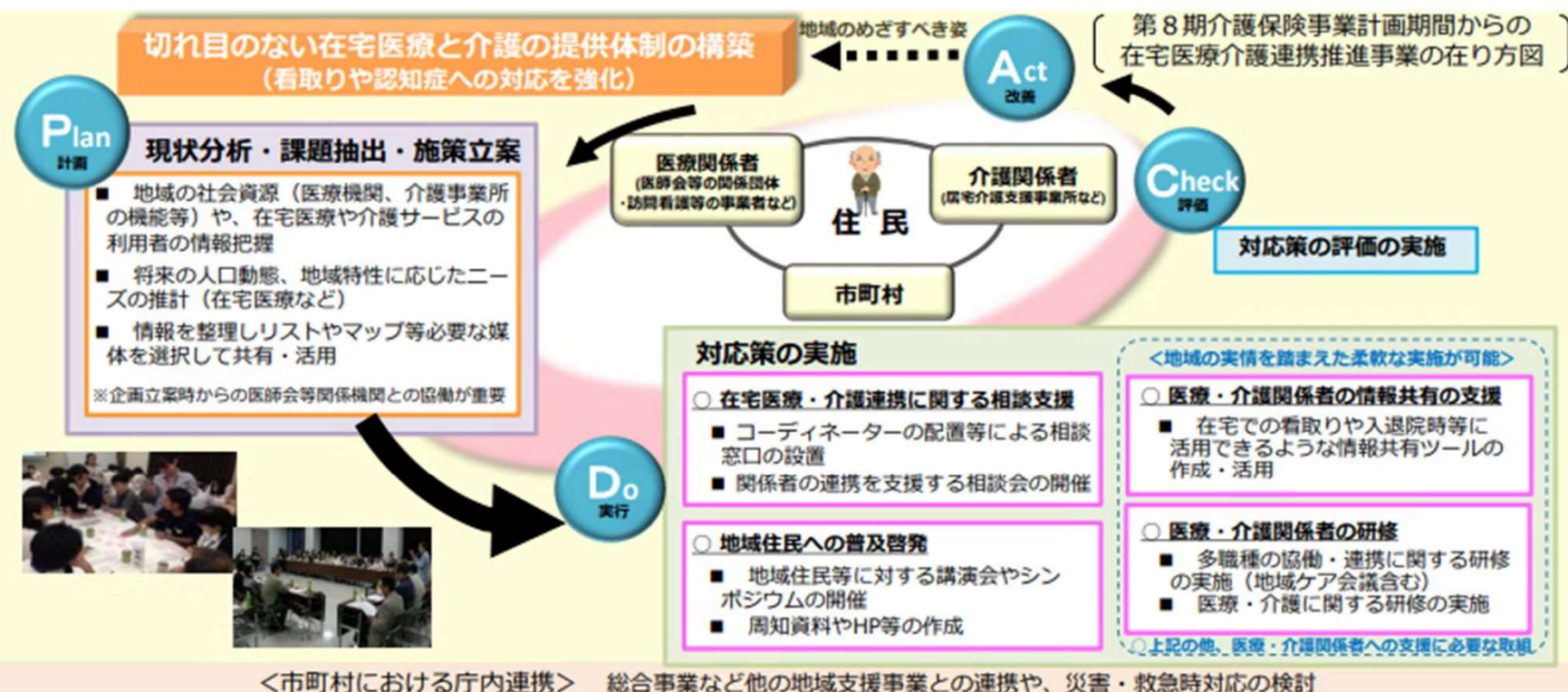
- ①市が閲覧可能な医療・介護関連データ（国保・後期・介護）
- ②国公開データ（NDBオープンデータ、人口動態調査、医療情報ネット（ナビィ）等）
- ③国・県等が実施した類似調査の結果等

・分析を予定している内容（案）

- ①在宅医療の患者実績データ分析（患者数、実績回数、介護サービスとの併用状況等）
- ②入退院時の連携状況（加算取得状況等）
- ③医療・介護資源の状況等

在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
- 地域医療構想・医療計画との整合

医療法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課することとする。

3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
 - ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。
- また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

等

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

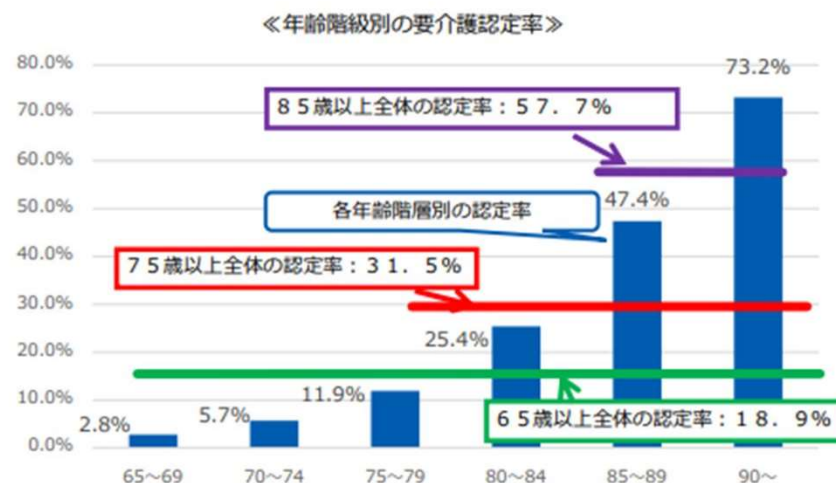
施行期日

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は令和8年4月1日（1②並びに2①の一部、②及び③）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

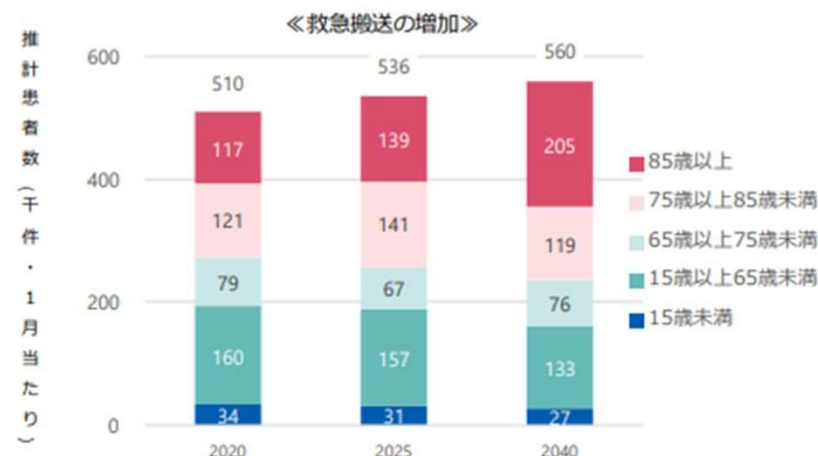
2040年頃に向けた医療の課題①

I. 将来の人口構造の変化と求められる医療需要①

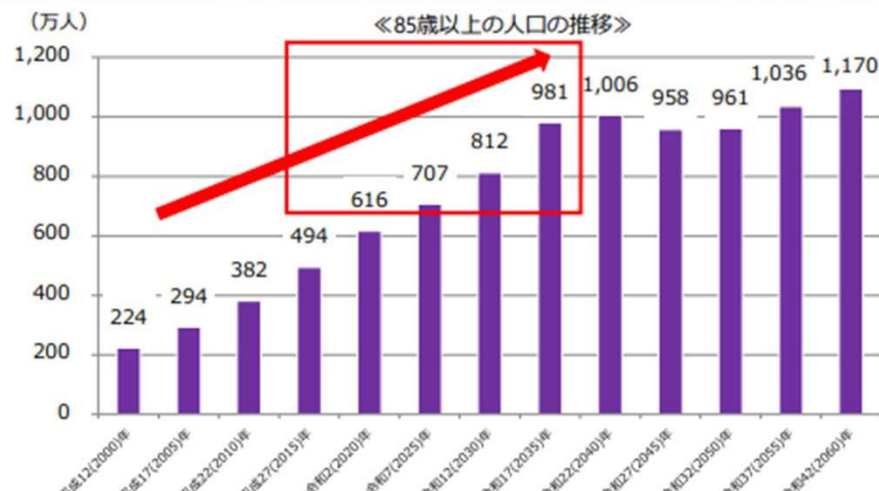
- 人口は、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加見込み。
- 医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者の増加に伴い、85歳以上を中心に高齢者の救急搬送は増加、在宅医療の需要も増加。



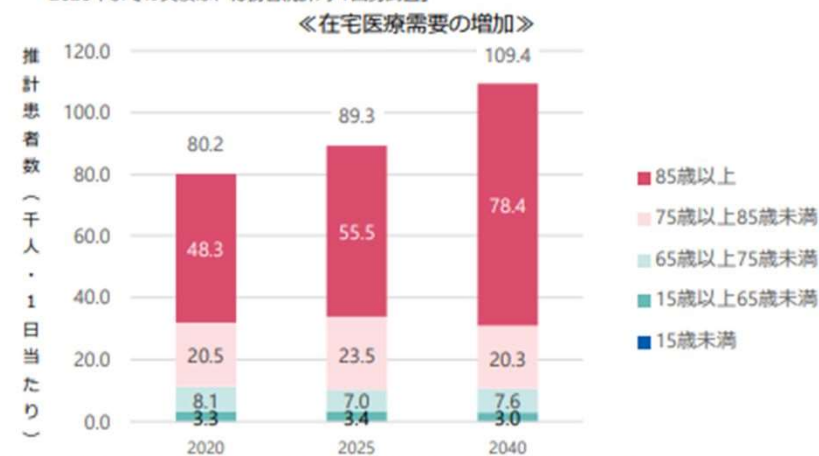
出典：2022年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2022年10月1日人口から作成



資料出所：消防庁データを用いて、救急搬送（2019年度分）の件数を集計したもの、2020年1月住民基本台帳人口を把握した都道府県別人口で除して年齢階級別に利用率を作成し、地域別将来推計人口に適用して作成



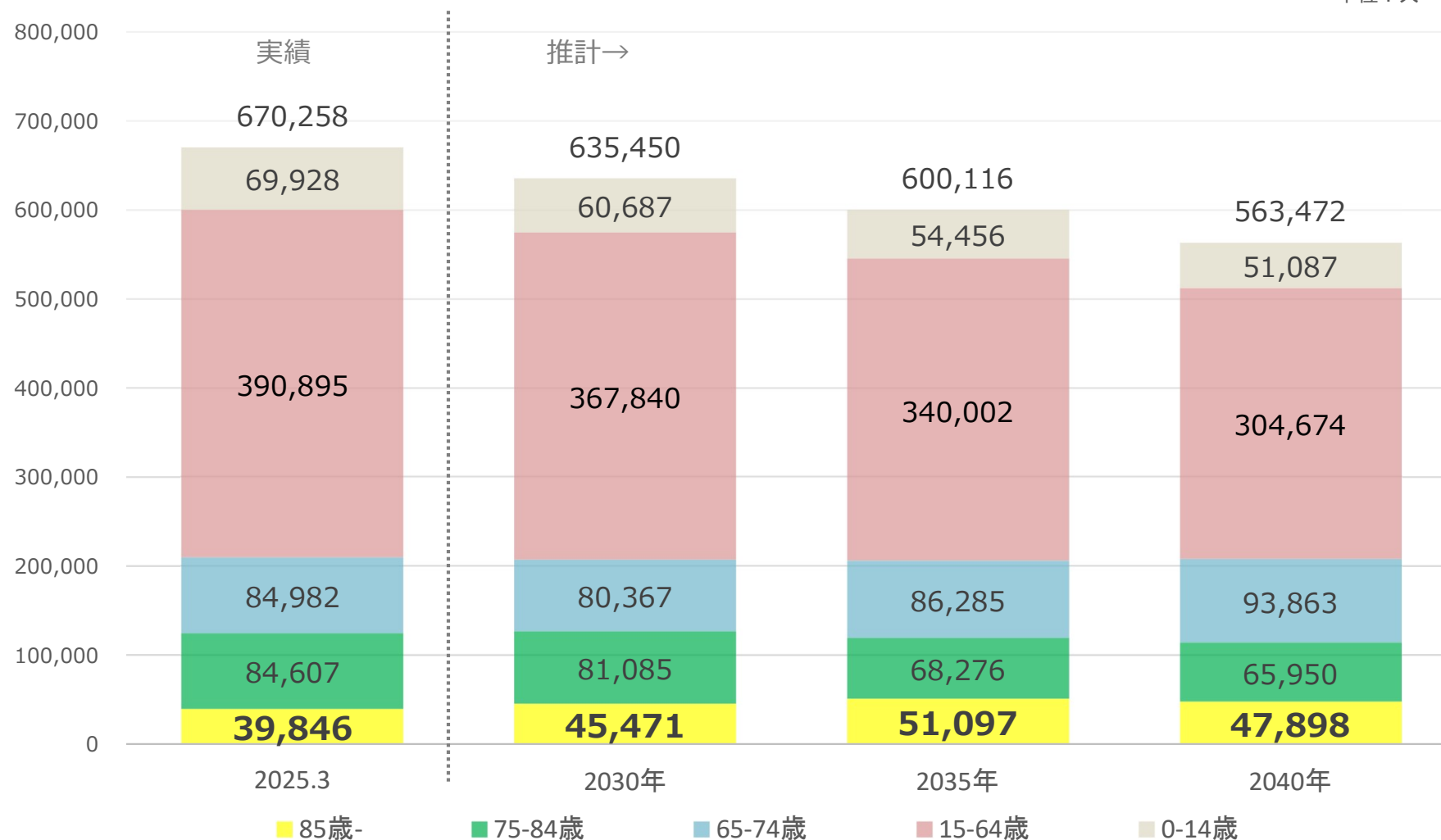
（資料）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年4月推計）出生中位（死亡中位）推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」



出典：厚生労働省「患者調査」（2017年）総務省「人口推計」（2017年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」を基に推計

静岡市の年齢別人口推計

単位：人



要支援・要介護認定者数

43,382人

44,747人

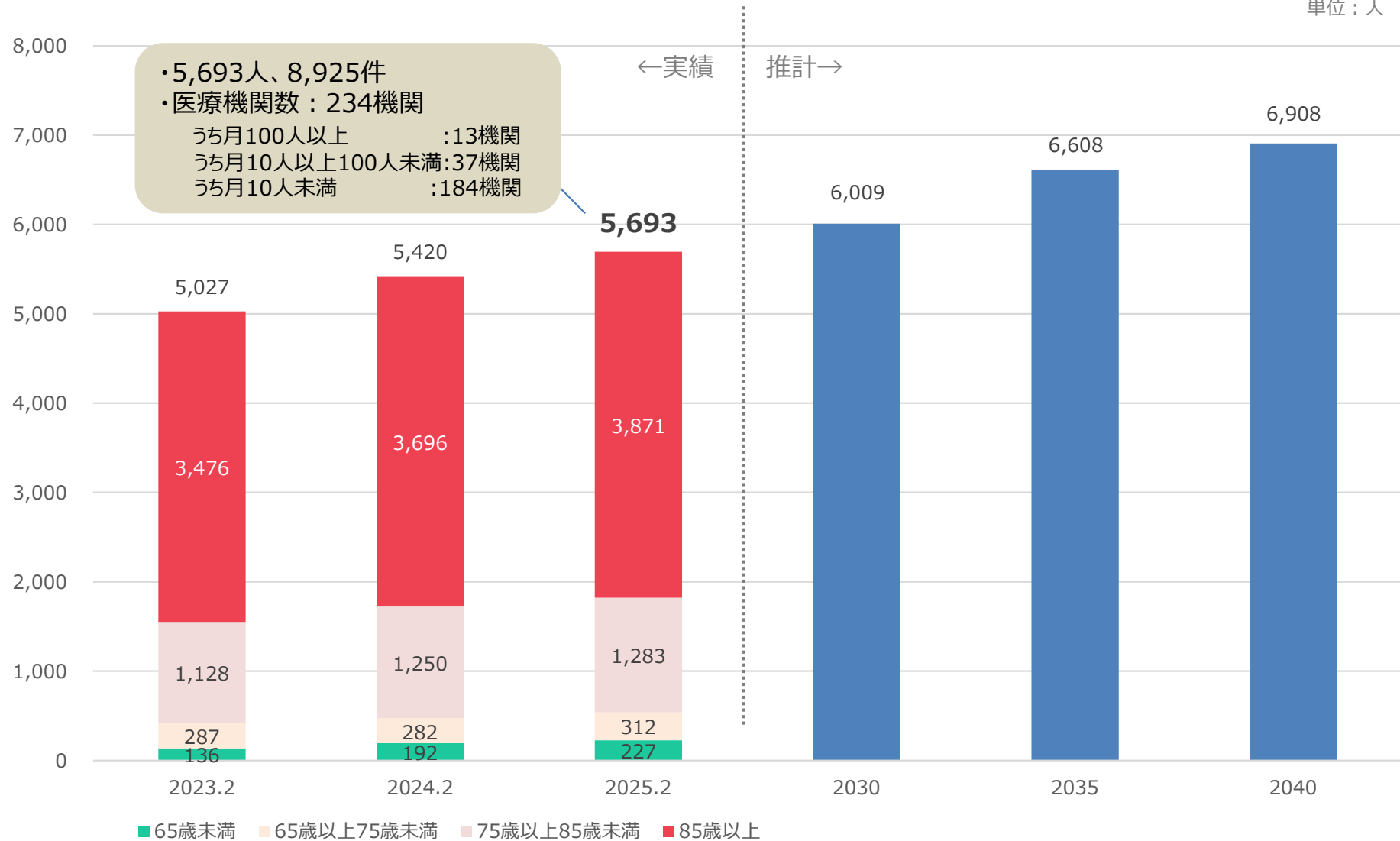
45,125人

43,136人

出典：人口は静岡市企画課、要支援・要介護認定者は静岡市介護保険課

静岡市の訪問診療推計

単位：人



出典：実績は国保及び後期高齢者医療データ（在宅患者訪問診療料（1）（2））

推計は「在宅医療提供体制に係る将来推計調査報告書」（富士通株式会社.2020.12）.シズケアサポートセンター委託
p19「高位推計（訪問診療のみ）」 ※R8年度の医療計画見直しの中で示される可能性有

